

令和3年度オンライン版対話の広場「コロナ禍における生活困窮者と語る」
いただいたご意見等への対応状況等

【対応区分】

- A: “対話の広場”をきっかけに、新規の計画・事業を検討する(対応する方向である)
- B: “対話の広場”をきっかけに、既存の計画・事業の見直し等を行う(対応する方向である)
- C: “対話の広場”開催時点にて、既に実施している(既に対応している)
- D: 特に対応を予定していない。

No.	関係所属名	参加者からの意見等	対応区分	対応状況(R4.3.31時点)	対応結果(R5.3.10時点)
1	子ども家庭課	(ケアリーパー支援) 【阿部氏】 施設を出て社会で暮らす中で、何度も挫折を経験してきました。お金のこと、進学すること、家族のこと、仕事のこと、体調を崩したこと、人間関係など、本当に様々なことがありました。たとえどのような家庭で育ててもどの市、どの施設で暮らしていても、誰にでも公平にチャレンジする機会をください。	C	○平成26年7月に、「あすなるサポートステーション」を藤沢市に開設し、ケアリーパーの自立のための相談・交流や、就職活動の支援を行うとともに、児童養護施設等に配置される自立支援担当職員等を対象にした研修を実施するなど、ケアリーパーの支援を行う人材育成も行っていきます。 ○また、県内では、横浜市、川崎市、相模原市の政令3市も同様に、ケアリーパーからの相談を受け付けています。	-
2	子ども家庭課	(ケアリーパー支援) 【原氏】 家賃と生活費の一部を補助してもらった事業を使ってから家賃の出費を気にすることなく、大学での実習の際、交通費などにまんべんなくお金を使え、有意義に大学生活を送れています。この支援を受けさせていただけなかったら私は1人暮らしながら大学に通うことはできなかったと思います。支援を受けながら大学に通って、夢へ向かって歩いていけることを感謝しています。	C	○児童養護施設退所児童等支援事業費補助金という制度により、施設等を退所した後も支援が必要なケアリーパーに対し、支援を実施しています。 ○具体的には、18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者及び満20歳到達の前日までに自立援助ホームに入居しており、大学等に就学中の満20歳以上の者を、22歳に到達する年度末まで継続して支援しています。 ○将来の自立に結びつけることを目的に、「居住費支援」「生活費支援」「学習費支援」「自立後生活体験支援」「就学者自立生活援助」を実施しています。	-
3	子ども家庭課 高齢福祉課	(ヤングケアラーが相談しやすい環境の実現) 【中嶋氏】 ヤングケアラーはSOSを出しにくく、公的な支援やサービス、地域の支援などになかなか結びついていない状況もあるため「自分が担わないといけない」と頑張り過ぎ、孤独や孤立感を深める傾向があり、周囲がキャッチすること、SOSを出せること、相談しやすくなることといった環境づくりを急いでやっていくことが望まれます。小中学生のたいたい14～6%くらいがヤングケアラーであるという調査結果も出ていますので、一緒に考えていただければありがたいです。	A	○令和3年10月に、ケアラーの置かれている状況を県民の皆様にご存知いただくことや、ケアラーご自身や周囲の方々から相談できる窓口や支援策を周知するため、「ケアラー支援ポータルサイト」を開設しました。 ○その中に「ヤングケアラーのコーナー」も設けており、今後も引き続き、社会的な認知度向上に向けた取組を進めていきます。 ○また、SNS相談窓口として「かながわ子ども家庭110番相談LINE」で、ヤングケアラーの相談をお受けしています。 【相談受付時間】 ・月曜日～土曜日 9時～21時(年末年始を除く) ○令和4年度には、ケアラー問題を所管する関係所管課で協働し、ヤングケアラーを含むケアラー支援を展開していくことにしています。 ○具体的には、ケアラーが相談しやすいよう「ケアラーコールセンター」の設置や、多分野にまたがる支援のコーディネートや支援機関のネットワークづくり等を行う「ケアラー支援専門員」の配置、ケアラーの居場所となる「ケアラズカフェ」や、ヤングケアラーの「学習支援」の立ち上げ支援を予定しています。	○引き続き、相談窓口や支援に関する周知と社会的な認知度向上に向けては、「ケアラー支援ポータルサイト」及び「ヤングケアラーのコーナー」を随時更新するとともに、相談窓口の広報に取り組みしていきます。 ○また、小・中学校や県立学校等に対して、相談窓口について記載したカード・チラシの配布を進めています。 ○ケアラーが気軽に相談でき、必要に応じて効果的な支援へとつなげられるよう、専用の相談窓口を開設しました。 ・かながわヤングケアラー等相談LINE(令和4年5月9日から開始) 【受付時間】月曜日・火曜日・木曜日・土曜日 14時～21時 ・かながわケアラー電話相談(令和4年6月10日から開始) 【受付時間】水曜日・金曜日 10時～20時 日曜日 10時～16時 ○福祉・教育など各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整を行うケアラー支援専門員を設置し、ケアラー・ヤングケアラーを地域で支える体制づくりの支援を進めています。 ○ケアラー・ヤングケアラーの居場所づくりを進めるため、「ケアラズカフェ」学習支援の場の立ち上げに必要な経費を補助する事業を10月20日から11月30日まで募集し、6件の申請がありました。また、2月17日まで追加募集を行いました。
4	子ども家庭課 高齢福祉課	(ヤングケアラーの置かれた環境への配慮) 【沖村氏】 どんな家庭に生まれ育つのか、選ぶすべを持たない子どもたちが突然ケアの場に立たされ、本来は大人複数で担うような責任や判断を任せられたときどうするか。その環境を整えることができるのは社会と大人のつながりです。夕方帰宅してから自分の食事をつくり、次の日の体操着を洗ったり、母の夜のトイレ介助をしたり、それから自分の時間が持てるのは23時以降。宿題に手をつける前に疲れて寝てしまうことも多々ありました。でも中には職域を超えて善意をみせてくれる方もいて、地域などにつながったことで助けられました。	A	○子育てや教育、障がい、医療などの関係機関が連携して児童に関する問題を協議する、各市町村の「要保護児童対策地域協議会」において、ヤングケアラーに関する相談にも対応するなど、必要な支援につなげていけるよう、市町村に働きかけを行っています。 ○令和4年度には、ケアラー問題を所管する関係所管課で協働し、ヤングケアラーを含むケアラー支援を展開していくことにしています。 ○具体的には、ケアラーが相談しやすいよう「ケアラーコールセンター」の設置や、多分野にまたがる支援のコーディネートや支援機関のネットワークづくり等を行う「ケアラー支援専門員」の配置、ケアラーの居場所となる「ケアラズカフェ」や、ヤングケアラーの「学習支援」の立ち上げ支援を予定しています。	○市町村それぞれのヤングケアラー支援の実施状況を共有するなどして、市町村の取組を支援しています。 ○ケアラーが気軽に相談でき、必要に応じて効果的な支援へとつなげられるよう、専用の相談窓口を開設しました。 ・かながわヤングケアラー等相談LINE(令和4年5月9日から開始) 【受付時間】月曜日・火曜日・木曜日・土曜日 14時～21時 ・かながわケアラー電話相談(令和4年6月10日から開始) 【受付時間】水曜日・金曜日 10時～20時 日曜日 10時～16時 ○福祉・教育など各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整を行うケアラー支援専門員を設置し、ケアラー・ヤングケアラーを地域で支える体制づくりの支援を進めています。 ○ケアラー・ヤングケアラーの居場所づくりを進めるため、「ケアラズカフェ」学習支援の場の立ち上げに必要な経費を補助する事業を10月20日から11月30日まで募集し、6件の申請がありました。また、2月17日まで追加募集を行いました。
5	子ども家庭課	(ケアリーパーへの資格取得支援) 【阿部氏】 これから児童養護施設の職員になるにあたり、社会福祉士などの資格を取るために、資格支援を、施設を出てからだあるのですが、もう1度目指そうとしても、ないので、そういったところの支援があったらうれしいです。 【原氏】 わたしの将来の夢は、児童養護施設の職員になろうと思っています。	C	○児童養護施設退所児童等支援事業費補助金という制度により、施設等を退所した後も支援が必要なケアリーパーに対し、支援を実施しています。 ○具体的には、18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者及び満20歳到達の前日までに自立援助ホームに入居しており大学等に就学中の満20歳以上の者を、22歳に到達する年度末まで継続して支援しています。 ○将来の自立に結びつけることを目的に、「居住費支援」「生活費支援」「学習費支援」「自立後生活体験支援」「就学者自立生活援助」を実施しています。 ○補助金の対象年齢以降のケアリーパーに対しても、あすなるサポートステーションでは資格取得に関する相談をはじめ、就職相談などにも応じています。	-

令和3年度オンライン版対話の広場「コロナ禍における生活困窮者と語る」
いただいたご意見等への対応状況等

【対応区分】

- A: 「対話の広場」をきっかけに、新規の計画・事業を検討する(対応する方向である)
- B: 「対話の広場」をきっかけに、既存の計画・事業の見直し等を行う(対応する方向である)
- C: 「対話の広場」開催時点で、既に実施している(既に対応している)
- D: 特に対応を予定していない。

No.	関係所属名	参加者からの意見等	対応区分	対応状況(R4.3.31時点)	対応結果(R5.3.10時点)
6	子ども家庭課 高齢福祉課	(ヤングケアラー問題の認知度向上への取組) 【中嶋氏】 最近、家族の人数そのものが減ってきていて、お子さんが介護に入ることは、割と最近になって増えてきました。それでもこの問題は10年以上前から問題提起してきましたが、なかなかヒットせず。最近多くの方がやっと関心持っていたので、自治体、メディアなどいろいろなところが関心を持っていただいたおかげで、社会的問題として認知されました。	A	○令和3年10月に、ケアラーの置かれている状況を県民の皆様にご案内いただき、ケアラーご自身や周囲の方々へ相談できる窓口や支援策を周知するため、「ケアラー支援ポータルサイト」を開設しました。 ○その中に「ヤングケアラーのコーナー」も設けており、今後も引き続き、社会的な認知度向上に向けた取組を進めていきます。 ○令和4年度には、ケアラー問題を所管する関係所管課で協働し、ヤングケアラーを含むケアラー支援を展開していくことにしています。 ○具体的には、ケアラーが相談しやすい「ケアラーコールセンター」の設置や、多分野にまたがる支援のコーディネートや支援機関のネットワークづくり等を行う「ケアラー支援専門員」の配置、ケアラーの居場所となる「ケアラズカフェ」や、ヤングケアラーの「学習支援」の立ち上げ支援を予定しています。	○引き続き、相談窓口や支援に関する周知と社会的な認知度向上に向けては、「ケアラー支援ポータルサイト」及び「ヤングケアラーのコーナー」を随時更新するとともに、相談窓口の広報に取り組んでいきます。 ○また、小・中学校や県立学校等に対して、相談窓口について記載したカード・チラシの配布を進めています。 ○ケアラーが気軽に相談でき、必要に応じて効果的な支援へとつなげられるよう、専用の相談窓口を開設しました。 ・かながわヤングケアラー等相談LINE(令和4年5月9日から開始) 【受付時間】月曜日・火曜日・木曜日・土曜日 14時～21時 ・かながわケアラー電話相談(令和4年6月10日から開始) 【受付時間】水曜日・金曜日 10時～20時 日曜日 10時～16時 ○福祉・教育など各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整を行うケアラー支援専門員を設置し、ケアラー・ヤングケアラーを地域で支える体制づくりの支援を進めています。 ○ケアラー・ヤングケアラーの居場所づくりを進めるため、「ケアラズカフェ」学習支援の場の立ち上げに必要な経費を補助する事業を10月20日から11月30日まで募集し、6件の申請がありました。また、2月17日まで追加募集を行いました。
7	子ども家庭課 高齢福祉課	(ヤングケアラーに対する行政の支援) 【沖村氏】 母が私を守るために、体は動かなくても、行政へ支援を求めて、生活保護や、福祉サービスを受けるべく入れよう、と努力してくれていました。でも介護現場の働く職員の方、あるいはケアを任せられる方は女性が8割の現状の中で、皆さん方々になると、自分のお子様がいる、という、まあ、世帯の人数が全国で24人という現状の中で、皆様も子育てしている中で、その時間になると帰ってしまう、世帯の人数が2～3人という中で、子供が任せられる役割が増えてきたことがありますが、その中で学校に通ったり、そして、奨学金を借りながらでも働かながら生きていくことに難しさが加わっている現状があると思います。	A	○令和3年10月に、ケアラーの置かれている状況を県民の皆様にご案内いただき、ケアラーご自身や周囲の方々へ相談できる窓口や支援策を周知するため、「ケアラー支援ポータルサイト」を開設しました。 ○その中に「ヤングケアラーのコーナー」も設けており、今後も引き続き、社会的な認知度向上に向けた取組を進めていきます。 ○令和4年度には、ケアラー問題を所管する関係所管課で協働し、ヤングケアラーを含むケアラー支援を展開していくことにしています。 ○具体的には、ケアラーが相談しやすい「ケアラーコールセンター」の設置や、多分野にまたがる支援のコーディネートや支援機関のネットワークづくり等を行う「ケアラー支援専門員」の配置、ケアラーの居場所となる「ケアラズカフェ」や、ヤングケアラーの「学習支援」の立ち上げ支援を予定しています。	○引き続き、相談窓口や支援に関する周知と社会的な認知度向上に向けては、「ケアラー支援ポータルサイト」及び「ヤングケアラーのコーナー」を随時更新するとともに、相談窓口の広報に取り組んでいきます。 ○また、小・中学校や県立学校等に対して、相談窓口について記載したカード・チラシの配布を進めています。 ○ケアラーが気軽に相談でき、必要に応じて効果的な支援へとつなげられるよう、専用の相談窓口を開設しました。 ・かながわヤングケアラー等相談LINE(令和4年5月9日から開始) 【受付時間】月曜日・火曜日・木曜日・土曜日 14時～21時 ・かながわケアラー電話相談(令和4年6月10日から開始) 【受付時間】水曜日・金曜日 10時～20時 日曜日 10時～16時 ○福祉・教育など各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整を行うケアラー支援専門員を設置し、ケアラー・ヤングケアラーを地域で支える体制づくりの支援を進めています。 ○ケアラー・ヤングケアラーの居場所づくりを進めるため、「ケアラズカフェ」学習支援の場の立ち上げに必要な経費を補助する事業を10月20日から11月30日まで募集し、6件の申請がありました。また、2月17日まで追加募集を行いました。
8	共生推進本部 生活支援課 保健体育課	(生理用品購入の支援) 【山田氏】 生理用品を買うのはつらい、それを買うくらいなら、困窮している世帯もたくさんあります。これから女の子たちが無事に前向きに受け止められるような世の中になればいいなと思っています。もう少し、女性だけではなく男性、もしくは思春期の男の子でも理解していただけるような世の中になれば。そう、今回思って参加しました。なかなか難しい面があります。 女性にしかないもので、男性に理解してもらうのは難しいかもしれませんが、やはり、体の変化で起きるものなので、生理用品がもう少し身近に手に入るように、例えば、学校に置いていた方がいい、恥ずかしいものではないというものであればいいな、今回思っています。	C	○経済的な理由等により生理用品を購入することができない女性を支援するため、令和3年9月から、全10か所の県施設で生理用品を無料で配布しています。 ○県立学校においては、児童・生徒が生理用品の確保に不安を感じることなく、安心して学校生活が送れるよう、令和3年10月からすべての県立学校の女子トイレに生理用品の配備を行っています。 ○また、配備に当たっては、男子生徒も生理の理解が進むよう、生徒向けの普及啓発チラシを作成し、各校で活用して周知しています。 ○公立小・中学校での配備については、学校設置者である市町村の判断となりますが、県の取組について情報提供を行っています。 ○また、学校においては、学習指導要領に基づき、小学校段階から月経により妊娠が可能となることを理解できるように指導することとされており、発達段階に応じた指導が行われています。	-
9	共生推進本部 子ども家庭課	(娘がいるシングルファザーへの支援) 【今井氏】 シングルファザーにおける娘さんの生理についても、大変課題という声をいただいています。娘さんから父親に生理の相談ができず、父親は生理に娘がなったら、どうしたらいいかわからない。私は「レディブック」として、生理が始まったときにどうしたらいいかの冊子をつくり配っております。物品だけではなく、そういった支援も必要なかなと現場を見て感じています。 また生理用品については、1回配ったものではなく、継続的に支援をしていただくと、大変ありがたく思います。	C	○経済的な理由等により生理用品を購入することができない女性を支援するため、令和3年9月から、全10か所の県施設で生理用品を無料で配布しています。 ○なお、ひとり親の方が抱える仕事、お金、子育て、将来のことなどさまざまな悩みに対しては、「かながわひとり親家庭相談LINE」にて相談を受け付けています。	-
10	いのち・未来 戦略本部	(SDGsの取組内容の啓蒙の希望) 【山田氏】 SDGsというものを、娘から教わって、というところ。娘もかなり興味を示している分野ではありますが、私自身がまだその時代、習ってなかったもので、娘から聞いて、「そういうものに取り組んでいるんだな」と、14番だったら何で、ジェンダーがどうで、と娘たちはとても関心を示している。そのような取組があると先知りたかったです。もっと知りたいなと思います。	C	○県では県民の皆様へのSDGsの理解促進の普及するため「かながわSDGsアクションブック」等の冊子・パンフレットの作成・配布などに取り組んでおり、県民の皆様への認知度も70%を超えたところです。 ○また、学校においてもSDGsが授業に取り入れられています。 ○これからの「かながわSDGsパートナー」等と連携し、SDGsをよく知っていただくとともに、実際の行動につなげていただけるよう、県民の皆様に向けて周知してまいります。	-
11	子ども家庭課	(シングルファザーへの支援) 【今井氏】 シングルファザーというのは、社会ではマイリティーなんですよ。どうしても今、「女性」に目がいってしま。それはすごく大事なことです。ただ、シングルファザーも、同じひとり親です。その中でより人数が少ないので孤立してしまっている。そういったマイリティーだからこそケアが必要というところもスポットが当たってほしいと感じています。	C	○ひとり親の方への就業相談、就業支援、自立のための支援、養育費の相談等については、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業自立支援センターにおいて、シングルマザー、シングルファザーに関わりなく支援をしています。	-
12	次世代育成課	(子ども食堂の活動の支援) 【永井氏】 最初は自分たちで資金を出し合ってやっていこうと始めた活動ですが、今ではたまたまの方から資金、物資の寄付をいただいています。これまでものおかげで活動を続けてこれたんです。 【田中氏】 ゆっくりと家族で参加して楽しむ子ども食堂という在り方は、とても助かっています。早くコロナが落ち着いて、皆さんとお会いできる日が来ると思います。	C	○県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、子ども食堂の継続に支障が出ているボランティア団体等の活動を支援するため、令和2年度に新しい生活様式を取り入れて活動を行う団体等に対し、活動拠点ごとに5万円の「子ども食堂応援事業協力金」を支給しました。 ○令和4年度には、活動拠点ごとに10万円の同協力金を支給予定であり、長引くコロナ禍におけるニーズに合わせた活動の継続を支援します。	-

令和3年度オンライン版対話の広場「コロナ禍における生活困窮者と語る」
いただいたご意見等への対応状況等

【対応区分】

- A: 「対話の広場」をきっかけに、新規の計画・事業を検討する(対応する方向である)
- B: 「対話の広場」をきっかけに、既存の計画・事業の見直し等を行う(対応する方向である)
- C: 「対話の広場」開催時点で、既に実施している(既に対応している)
- D: 特に対応を予定していない。

No.	関係所属名	参加者からの意見等	対応区分	対応状況(R4.3.31時点)	対応結果(R5.3.10時点)
13	次世代育成課	<p>(子ども食堂と病児保育施設の増設の実現) 【知事】 4人のお子さんを抱えているといういろいろな形で大変だと思います。こういうのが欲しいというはありますか？</p> <p>【田中氏】 子ども食堂は移動するのが大変なので、迎えに来てもらうと助かっているのと、各地域にもっとあれば、あと、子ども食堂からは離れますが、突然でも預かってもらえるとか、コロナの心配ご家庭だと預かるとか、病児保育的なところがある、と思います。大勢の子も持つ身としては、いざというときにあそこにも預けられる、というところがあると助かるかなと思います。</p>	C	<p>○No.12のとおり、県では「子ども食堂応援事業協力金」を支給していますが、本協力は、子ども食堂への移動の際の運送費に充てる等、各団体の判断で様々な用途に柔軟に活用できます。</p> <p>○現在、県ホームページ「子どもの居場所ポータルサイト」がながわマイルテール」にて、県内の子どもの居場所情報を掲載し周知を図っています。</p> <p>○今後は、市町村とも情報交換を図りながら、県内各地域における子ども食堂等子どもの居場所の充実を後押ししていきます。</p> <p>○病気の子どもを預かる施設として病児保育事業、さらに、通常の保育とは別に一時的に子どもを預かるサービスとしては、「一時預かり事業」や「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」等が挙げられます。</p> <p>○いずれも、各市町村が実施している事業であり、県では、設置促進や安定的な運営のため補助を行っています。</p>	-
14	次世代育成課 いのち・未来戦略本部室 資源循環推進課	<p>(子ども食堂への食糧の支援) 【知事】 フードドライブという、夜の食事に事欠く苦しい方がいる反面、フードロスと言って、余ってどんどん捨てているという現状もあります。 この間をつなぐ、まさにこれはSDGsの考え方、フードドライブを県庁でやってみよう、と2か月で呼びかけたところ、1トンの食が集まり、子ども食堂へ届けたことがありました。 フードドライブ活動は、役に立っていますか？</p> <p>【永井氏】 とても役立ちます。生鮮品なども廃棄が多いと聞きますが、そういったものも、利用者の方はとても必要としています。タイムリーにそういったものをいただいた時に動くとしています。とにかく、そういったものをうまく利用して、フードロスを少なくすることにも貢献しているのかな、と思っています。</p>	C	<p>○フードドライブ活動の取組については、今後も継続していきます。</p> <p>○フードドライブ活動は、SDGsアクションとして、県のホームページで企業・団体の取組を紹介しています。</p> <p>○企業への実施の働きかけなど、これからも継続して取り組み、活動のすそ野を広げていきます。</p> <p>○また、すべての子ども達を社会全体で支援する機運を醸成するため、「ながわ子どものみらい応援団」を立ち上げていますが、応援団のホームページでは、「フードドライブ活動を通じた子どもの食支援」など、現在、子ども支援活動に携わっている方、これから始めようと考えている方に向けた、有識者等の講義レポートを掲載しています。</p>	-
15	いのち・未来戦略本部室	<p>(子ども食堂などへの食糧支援(SDGsパートナーからの提案)) 【参加者1】 小田原市のSDGs実行委員会と連動し、地元の方々の企業さんと手を携えながら、広く食料を集めて、地域のために活用することも進めています。 今日ご参加の皆さんも、それぞれの地域について、民間主体の取組はたくさんあると思いますので、チェックいただき、積極的にご活用していただきたいと思っています。 県としてもその取組を取り上げていただいて、周知していただくと、より循環の輪が広がると思っています、こんなふうになっています。</p>	C	<p>○家庭などで余った食品を集め、食の支援が必要とする方に支援する「フードドライブ」の活動は、SDGsアクションとして、県のホームページで企業・団体の取組を紹介しています。</p> <p>○企業への実施の働きかけなど、これからも継続して取り組み、活動のすそ野を広げていきます。</p>	-
16	次世代育成課 いのち・未来戦略本部室	<p>(困窮者支援のためのネットワーク構築の実現) 【参加者2】 昨年夏、物流業界に、配送が非常に困るとい問合せをきっかけに地元の子どもの食糧の支援をするため、配送の協力をしました。私は業界系で困っていることを知りましたが、まだまだ知らない企業もあり、支援をしたくても情報がない、という所があるとあります。そういうところについては積極的に企業向けの情報発信を、いろいろな形で設けていただくと今後支援の輪は広がっていくと思います。ぜひネットワークをつくっていただけたような場を設けていただけたと助かります。</p> <p>【知事】 物流は非常に大事ですね。フードバンクで1トンも集まったが、それをちゃんと届けることができないと、みんなの善意が無駄になります。これからもぜひ続けていただきたいと思っています。</p>	A C	<p>○中間支援団体を主体として、子ども食堂等への食支援を目的に、関係団体や自治体が出席する会議等が開催されており、共通課題の検討や成功課題の共有を図っています。</p> <p>○また、令和4年度からは、中間支援団体をハブとした、県域の子ども食堂のネットワーク化の促進を支援し、民間企業等からの支援コーディネート機能を強化する予定です。</p> <p>○令和4年1月に、「ながわ子どものみらい応援団」構成団体(企業)等にも参加を呼びかけ、「子ども支援オンライン研修会兼交流会」を開催しました。</p> <p>○県内フードドライブ活動への「ながわ子どものみらい応援団」やSDGsパートナー企業への参加呼びかけを、令和3年度に引き続き令和4年度も実施します。</p>	<p>○子ども食堂のネットワーク化促進事業を、令和4年度事業として、神奈川子ども食堂・地域食糧ネットワークに委託し、子ども食堂相互支援のための会議の開催や子ども食堂運営団体を対象に活動状況を把握するための調査を実施するとともに、ポータルサイトにより、地域別の子ども食堂情報掲載や、子ども食堂支援活動を報告するなど、充実を図っています。</p> <p>○行政だけでは対応することが困難な課題に対する提案を募集する「ながわ未来共創プラットフォーム」において、「子ども食堂への支援体制の確立」を課題として公表し、企業などからの提案を募集中です。</p> <p>○フードドライブ活動の実施を広く呼びかけ、SDGsパートナー企業を中心に60団体が実施しました。</p> <p>○また、SDGsパートナーミーティングが契機となり、SDGsパートナー企業が子ども食堂と連携して、オンライン工場見学会等の体験機会も提供しました。</p>
17	次世代育成課 生活保護課	<p>(①子育て支援の連携強化②困窮者対応にAIの活用をしてほしい) 【参加者3】 私はフードバンクに子ども食堂をさせていただいています。2点、お願いがあって、今回参加させていただきました。1点目は、横の連携が欲しい、ということです。特に子育て世代に支援している私たちですが、横の連携があると助かることたくさんあります。例えば足りない物資を横連携で融通することもできますし、または足りない子育て支援を、地域をまたいで活動することもできます。横の連携強化をお願いします。2点目です。困窮者について、お困りごとはかなりパターン化できると思います。神奈川は本当に、AIについて研究が優れている地域です。そういったお困りごをデジタル化して、AIの活用をしていただけないでしょうか。</p> <p>【知事】 いろいろなところに善意の輪があるんじゃないかなと。でも、確かなかなか情報につながっていないです。つながるとそのすぐ大きな力になるなと話をしながら感じますね。お困りごをデジタル化して整理するのはおもしろいアイデアだと思います。デジタルの担当は、今来ていますかね。いな？ちゃんと伝えておきますからね、いい提案をありがとうございます。</p>	A	<p>【①の御意見について】 ○横の連携については、県では令和4年度より、中間支援団体をハブとして、県域の子ども食堂のネットワーク化の促進を支援してまいります。</p> <p>○活動の安定化や情報発信の充実により、地域の支援団体とのつながりを構築していきます。</p> <p>【②の御意見について】 ○困窮者の相談は、一人ひとりの状況を丁寧に聞き取り、困窮者の方の状況に応じた支援が必要と考えており、支援が必要な方が相談窓口につながるよう、相談窓口を周知していきます。</p> <p>○また、AIを活用した相談対応についての御意見は、今後の参考にさせていただきます。</p>	<p>【①の御意見について】 ○子ども食堂のネットワーク化促進事業を、令和4年度事業として、神奈川子ども食堂・地域食糧ネットワークに委託し、子ども食堂相互支援のための会議の開催や子ども食堂運営団体を対象に活動状況を把握するための調査を実施するとともに、ポータルサイトにより、地域別の子ども食堂情報掲載や、子ども食堂支援活動を報告するなど、充実を図っています。</p> <p>【②の二つめの〇について】 令和5年2月から、暮らし、仕事、子育て、介護など、生活の様々な困りごとに関する制度や相談窓口等の情報を一元化した総合サポートサイト「さばなび ながわ」を開設しています。このサイトは、チャットボット機能により、支援制度や相談窓口等を24時間対応で案内するほか、翻訳機能により多言語に対応しています。</p>
18	生活保護課 公共住宅課 住宅計画課	<p>(生活困窮者への住宅支援) 【参加者4】 横浜市の中区で生活困窮者の支援をしています。神奈川県にある団地とか、アパートでもないんですが、生活困窮者が住めるような施策をとっていただきたい。生活保護もひとつあるのですが、生活保護以外でも、例えば神奈川県で持っている住宅などを、ぜひ生活困窮者に提供していただけたらいいなと思います。</p> <p>【県福祉部長】 生活困窮ということ、市内連携しながら対策を考えています。住宅の問題も大きな問題なので、これからは連携しながら有効な施策を考えていきたいと思います。</p>	C	<p>○住まいにお困りの生活困窮者等の方向けに居住支援に関する情報をホームページ(http://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/info-sumai.html)でご案内しています。</p> <p>○県営住宅(県が持っている住宅)については、新型コロナウイルスの影響により解雇、雇止め等で社宅等から退去せざるをえなくなった方等を対象とした一時提供を行っています。</p> <p>○また、住宅に困窮している低額所得者向けに常時、入居申込を受け付けております。</p> <p>○なお、居所を失った方に一時的な居所を提供し、転居や就職活動を行うための支援を行っており、今後もこうした支援の充実に取り組んでいきます。</p>	-

令和3年度オンライン版対話の広場「コロナ禍における生活困窮者と語る」
いただいたご意見等への対応状況等

【対応区分】

- A: "対話の広場"をきっかけに、新規の計画・事業を検討する(対応する方向である)
- B: "対話の広場"をきっかけに、既存の計画・事業の見直し等を行う(対応する方向である)
- C: "対話の広場"開催時点にて、既に実施している(既に対応している)
- D: 特に対応を予定していない。

No.	関係所属名	参加者からの意見等	対応区分	対応状況(R4.3.31時点)	対応結果(R5.3.10時点)
19	生活支援課	(困窮者支援への横のつながりにSNSのグループを活用) 【参加者5】 湯河原に住んでパソコン教室と不登校の相談をしています。横のつながりという部分ではぜひ黒岩知事に、Facebookを使ったグループを立ち上げていただけて、横のつながりの情報など、やっていただければありがたいと思います。コロナの支援グループが35万人のグループがあります、そこに私の知り合いもいます。仕入れ先がなくなり、Facebookグループに参加して、勝手に在庫がなくなって、Facebookをやらないければ横のつながりはできなかったもので、参加してよかったという声もいただいています。ぜひデジタル化の部門でも、FacebookやSNSのグループを今後検討していただければありがたいです。	B	○生活困窮者の支援を行う民間団体や行政とのネットワークを促進し、幅広い支援につなげていくため、民間団体「かながわ生活困窮者自立支援ネットワーク」とともに、ネットワークづくりに向けた取組を行っています。 ○今後は、ホームページだけでなく、SNSを活用した展開も検討し、地域で活動する団体とのつながりの強化に取り組んでいきます。	【二つめの〇について】 ○生活に困窮する子ども・若者等への支援に関する施策等を検討するため、令和4年10月から、支援に取り組むNPO等を構成員とするネットワーク会議を開催しています。 また、地域による課題解決手段の具体化等を目的として、県内2町において、行政、福祉、支援NPO等を構成員とするプラットフォーム会議を開催しています。 ○なお、SNSの活用については、かながわ生活困窮者自立支援ネットワークにおいて、SNS(Facebook)を活用した団体間のつながりの強化に取り組んでいます。
20	障害サービス課 医療危機対策本部室	(コロナ禍における障害児通所施設への支援) 【参加者6】 障害児通所施設の管理者をしております。 1点目、周りでコロナ感染が出たために、違う事業所から利用したいという声があるため、施設の数がなかなか足りません。対応する福祉をもっとしっかりしてほしい。 2点目コロナワクチンを受けようとしても、病院からお断りしたり、あとは病院のほうから、1回目は、まだだめです、と言われたこともあるので、その対応もしっかりしてほしい。	C	【1点目の御意見について】 ○障がい児者が通所サービスを利用するにあたっては、事前に障がい者(ご家族)と施設等との間で契約を締結する必要がありますが、コロナ禍においては、緊急の受け入れなど、既定のスキームでは対応が困難な事例が発生しています。 ○このような事例に対しては、契約締結前にサービスの提供を行うなど、特例的な取扱いが認められる可能性があるため、あらかじめ周知を図ってまいります。 ○なお、施設の数が足りないという御指摘についてですが、県は、地域の実情に応じて、サービス提供体制が充足するよう、市町村とも協力して取り組んでまいります。 【2点目の御意見について】 ○現在、各市町村においては新型コロナウイルスの追加接種を中心に進めておりますが、1回目接種についても、各市町村で接種体制を確保しております。 ○医療機関のほか、一部の集団接種会場でも接種を受けられる場合がありますので、詳しくは、お住いの市町村にお問い合わせください。	-
21	子ども家庭課 次世代育成課	(ひとり親への支援) 【参加者7】 昨年6月に妻を亡くして、今1月で5歳になったばかりの息子を1人で育てています。仕事が深夜に及ぶことも多く、そうするとシッターさんともそういう時間まで雇える場所もなく、仕事をしながら幼い子を育てる部分の支援をもっと充実していただければ助かるなと思っています。	C	○ひとり親の方が抱える仕事、お金、子育て、将来のことなどさまざまな悩みに対しては、「かながわひとり親家庭相談LINE」にて相談を受け付けています。 ○また、夜間に一時的に子どもを預けられるサービスとして、「子育て支援短期支援事業」や「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」等の利用が考えられますが、県では、事業実施の推進と安定的な運営のため、実施市町村に対し補助を行っています。 ○なお、各市町村により実施状況は異なるため、まずはお住まいの自治体にご相談ください。	-
22	生活支援課 子ども教育支援課 生涯学習課 高校教育課	(生活保護を受けている家庭への制服の支援) 【参加者8】 小中学校のPTAでも問題になっていますが、中学校に上がるに当たって、制服がないと、生活困窮者、シングルマザーとシングルファーザーで、生活保護を受けているご家庭の方へ、制服を貸与するため、卒業生に対して、みなさんにPTAから手紙をだして、リユース品を集めています。そういったものが配るような形ができていけばいいなど進めているんですが、単独のPTAでやるには限界があります。できれば、教育委員会、もしくは市町村単位、県単位で発信の支援ができないかと思い、こちらへ参画させていただきました。いかがでしょうか。 【知事】 行政もやったほうがよいのではということですね。市町村に伝えておきます。	B	○市町村立学校では、既に制服のリユースを行っている学校もあります。 ○今後は、本年4月に開催予定の市町村教育委員会指導専務主管課長会議等において、県教育委員会から市町村教育委員会に対して、次のことを周知していきます。 ・制服リユースのニーズが高まっており、県内各地域で、学校単位でのリユースの取組が行われていること。 ・単独PTAでは活動に限界があり、市町村単位等で取り組むことを望むという声が県民から上がっていること。 ○また、神奈川県PTA協議会、神奈川県立高等学校PTA連合会の理事会等で県教育委員会から情報提供を行うほか、各教育事務所における生涯学習・社会教育主管課長会議等の機会でも市町村に周知していきます。 ○なお、県立高校及び県立中等教育学校においても、制服を制定している学校135校のうち42%で、PTAが中心となって既に制服のリユースに取り組んでいます。 ○今後、すべての県立高校及び県立中等教育学校が出席する県立学校長会議全体会などの場で、取組事例を周知していきます。 ○生活保護制度では、小中学校及び高等学校入学にあたって、制服の購入費など、入学準備のための費用を給付することが可能となっています。	○市町村への周知については、令和4年6月3日開催の四教育事務所指導課長会議の場で、市町村教育委員会に制服リユースの取組を周知するようお願いしました。さらに、令和5年2月13日開催の県・市町村生涯学習・社会教育主管課長会議の場で、制服リユースの取組事例を周知しました。 ○PTAへの周知については、令和4年3月19日開催の神奈川県PTA協議会の年度末総会及び同日12日開催の神奈川県立高等学校PTA連合会の理事会の場で、制服リユースの取組に関する情報提供を行いました。 ○県立高校及び県立中等教育学校への周知については、令和4年4月26日開催の校長対象教育課程説明会、同年5月12日開催の副校長・教頭対象教育課程説明会及び同日23日開催の総括教頭対象教育課程説明会の場で、制服リユースの取組事例を周知しました。